

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和5年2月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年2月10日（金）午後1時30分から午後2時55分
開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 報告第2号 許可不要転用届出について（農地法第5条制限除外）

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 2番 上田 誠也 | 3番 前田 洋一 |
| 4番 相馬 安伸 | 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積 |
| 7番 東 慶子 | 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 |

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 2番 山川 登 | 3番 阪田 典人 |
| 4番 坂本 孝則 | 5番 原 正輝 | 6番 相馬 和幸 |
| 7番 高木 浩義 | 8番 西岡 信幸 | 9番 相馬 竜介 |

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第11回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下中原2836番

地目：畑 現況：田

面積：2,995㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を2月2日（木）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人はこれまでも大津町を中心に甘藷の作付けを行っており、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は甘藷を作付けされるとのことですので。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は10,468㎡になり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆ 2 番推進委員 議案第 1 号の番号 1 について、2 番推進委員が説明します。
申請者は造園業を行う傍ら農業経営を行う兼業農家で、大津町の農地での甘藷を中心に作付されています。農地取得後に甘藷を作付けされ、農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

■事務局 補足です。
トラクターについては、近くにお住いのご親族と共同で使用していることを書面でも確認しています。

◎議 長 質問はありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第 1 号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、関連がありますので、議案第 1 号番号 2 と番号 3 を一括して議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第 1 号 番号 2 及び番号 3 を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字上中野 5 4 3 1 番 1 外 1 6 筆

地目：田、畑

面積：2, 3 の合計で 39, 397 m²

申請理由については、家族間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を 2 月 2 日 (木) に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6 ～ P 1 3 をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回売買される農地は既に譲受人が所属する農業法人が耕作している農地であり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して人参を作付けされるとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は5,000㎡を超えて耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員 申請者は町内在住の個人で、いずれも農業生産法人の構成員であり、同法人は経営改善計画を認定された認定農業者です。人参を中心に営農をされており、申請地については現在既に人参の作付けをし、今後も同様の作付けで耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆9番委員 後継者の年齢は？

■事務局

■■歳です。

◎議長

他に質問はありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号2及び番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号番号4を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号4を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字上屋敷1221番1 外1筆

地目：畑

面積：5,363㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を2月2日(木)に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P16をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人は本町の認定農業者であり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して人参を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は5,363㎡になり、下限面積の条件を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第1号の番号4について、2番推進委員が説明します。
申請者は本町の認定農業者で、人参やスイートコーンを中心に作付を行われています。農地取得後にご家族と一緒に同農地を耕作され、農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

■事務局 補足です。申請者はお父様との共同申請による認定農業者です。

◎議長 他に質問はありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とするところですが、関連がありますので、議案第2号番号1と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1及び番号2を一括して議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用、農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書4ページの議案第2号 番号1、関連がある議案書5ページの議案第3号番号1及び番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中尾上2954番4 外2筆

地 目：田・畑

転用面積：1, 286㎡

転用目的は、廃土置場及び資材置場です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP17～P20をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は第三種農地です。

（2管3種）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は2つの病院から500m以内（熊本セントラル病院、そうま眼科クリニック）にあり、上水道と下水道が埋設された道路に面し、その便益をうけることができる農地で第3種農地であり、原則転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号1、議案第3号の番号1及び番号2について、4番委員が説明します。

申請者は本町で不動産業を営む法人で、TSMC 進出に伴い事業規模が拡大しており、廃土置場や資材置場が不足していることから、今回の農地を廃土置場・

資材置場として整備する計画です。今回の転用では周辺に農地が残りますが、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、残農地への侵入にも配慮をいただけるのとことで、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

◆ 9 番委員 廃土を 2 m も積むのであれば、雨水の処理が心配です。

◆ 8 番委員 雨水や廃土が流出した際はすぐに対処するよう伝えたらどうか。

◆ 4 番委員 周辺に被害が及んだ場合の責任の所在は？

■事務局 申請書に添付されている事業計画書に、周辺に被害が及ぶ恐れがある場合や被害が及んだ場合は、申請者が責任を持って対処する旨記載されています。

◆ 5 番委員 いつからいつまで廃土を置きますか？夏は台風、梅雨は雨でその都度、近隣に迷惑がかからないよう対応するよう確認してもらえないですか？

■事務局 分かりました。申請代理人に確認します。

◆ 6 番推進委員 ダンプは通られますか？

■事務局 4 m ほど道幅がありましたので、通行可能だと思います。
多数のご意見をいただきましたので、申請者から対策防止等に関する「確認書」の提出を求めることとします。次回の委員会にて、確認書について説明させていただきます。

◎議 長 他に質問はありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1、議案第 3 号の番号 1 及び番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1、議案第 3 号の番号 1 及び番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書4ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：戸次字屋敷廻324番1 外1筆

地 目：畑

転用面積：596㎡

転用目的は、農家住宅です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP21～P24をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は第2種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地であり、集落に接続して設置される場合は他の土地での代替性を検討なしで転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員

議案第2号の番号2について、1番推進委員が説明します。

申請者は本町在住の農業者で肉用牛の肥育を中心にした営農をされています。本町に住所地を有するものの、実状として大津町に仮住まいを置き、農業効率が悪くなっているため、牛舎の付近で農業用倉庫を有する家屋の整備を行う計画です。周辺には農地もなく、雨水は敷地内で処理することになっ

ており、周辺農地への影響もないものと思われまますので、よろしくご審議方
お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て意見決定とします。

次に、議案第 3 号の番号 3 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明
をお願いします。

■事務局

議案書 5 ページの議案第 3 号 番号 3 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字田地 4 3 3 番 1
地 目：田
転用面積：6 7 2 m²
転用目的は、建築条件付き売買予定地です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を 2 月 2 日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の 2 5 ～ P
2 8 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

立地基準について
農地区分は第 2 種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありま
せませんでした。

当該農地は 1 0 ha 以上の広がりがない生産性の低い農地で第 2 種農地であ

り、集落に接続して設置される場合は他の土地での代替性を検討なしで転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆3番推進委員 議案第3号の番号3について、3番推進委員が説明します。
申請者は熊本市で不動産業を営む法人です。顧客から本町の久保田地区での住宅開発の希望があり、それに対応した住宅用地を整備する計画です。周辺には農業用水路が存在しますが、そこには手を加えず今後も利用可能であり、雨水等は水路に流れ込むことがないように設計となっており、周辺農地への影響もないものと思われますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号の番号4を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書5ページの議案第3号 番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字下前通5541番2
地目：畑
転用面積：99㎡
転用目的は、農業用倉庫です。
権利は、賃借権設定です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP29～P32をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第2種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地であり、今回の農地転用申請の目的が違法性の解消であることから、代替性の検討なしで転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員 申請者は町内の認定農業者である農業生産法人です。現在稼働している選果場を建設した際に、建替えであったことから、一部の土地が農地のままであることに気づかず農業用倉庫を建設してしまったため、無断転用状態となり、違法性を解消するために転用申請を行う計画です。現況からの土地利用状況の変化もなく、周辺農地への影響もないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て意見決定とします。

次に議案第3号の番号5を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書6ページの議案第3号 番号5について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字古閑原上3733番
地 目：畑
転用面積：9,914㎡
転用目的は、駐車場及び資材置場です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を2月2日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP33～
P36をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不許可ですが、一時的な利用に
供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であるもの
に該当し、代替性の検討を行ったうえで転用可能となっています。
代替性については、町内の山林や第二種農地を中心に検討されましたが、
取得の目途がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

- ◆7番推進委員 議案第3号の番号5について、7番推進委員が説明します。
申請者は福岡県に本拠地がある建設業や空調設備整備業を行う法人で、一時的な駐車場及び資材置場として整備する計画になっています。JASMへの空調設備整備を請け負っており、令和4年12月にも同様の一時転用をされましたが、大規模な作業員の増員が必要となったため、作業員の駐車場として利用され、最終的には農地へ復旧されます。雨水は敷地内で自然浸透処理されることになっており、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号5の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和5年1月26日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP7からP18をご覧ください。
利用権設定が20件、所有権移転が2件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を

お願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和5年1月26日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP19をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP20、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP21、別紙報告のP4からP5をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時55分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年2月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人